

事務所だより2月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel : 090-7490-7396
Fax : 0797-78-6488

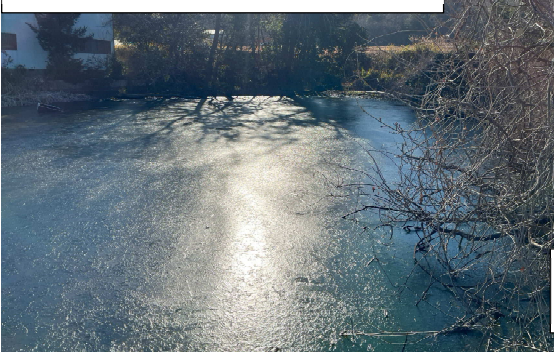


余寒なお厳しき折、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

辰年、すごいスタートになりました。元日から能登半島で大地震が発生し、2日は羽田空港で日本航空機と海上保安庁機が接触、炎上の大事故が起きました。

能登半島地震は、芦屋でも揺れました。東日本大震災のような揺れだったので、ついに「南海トラフ地震か?」と思い、慌ててテレビと水槽を押さえました(震度7だととても支えきれなかったと思いますが(^;))。幸いこちらは被害がなかったですが、被災地では、まだライフラインが復旧していないところが多いようです。震災関連死が増えているという報道もあります。早く復旧して欲しいです。また、羽田空港の事故では、海上保安庁の方が5人お亡くなりになりました。被災地へ物資を運ぶための活動が事故につながったのは本当に残念です。そんな中、日本航空機の乗客、乗員は全員避難できました。本当に奇跡ですね。窓の外から炎が見えていたはず。私なら、きっとパニックになっていたでしょう。私は、避難訓練のときは『授業がサボれる、ラッキー』くらいの気持ちで受けていたので反省です。訓練は、大切ですね。これからは、真剣に取り組もうと思います(^;)

1月の半ばは寒かったです。とある池は凍っていました。



六甲山が見えませんが、きっと大雪だったと思います。芦屋でも雪が舞いました。



今年も初詣のときに虹が見えました!!
被災地にも届いて欲しいです。



災害、事故の記憶も新しいのにもう2月です。1月はあっという間に行ってしまいました。これから私は繁忙期に入ります。2月は逃げて、3月は去るのでしょうか。この3ヶ月は、本当に仕事に追われます。皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、何卒お許しください。

まだまだ冬だと思っていたら、いつの間にか春が…。梅が咲いていました!



相変わらず、インフルエンザや新型コロナウイルスの変異型、わけの分からない熱が流行っているようです。皆様、くれぐれもお気を付けください。

では、事務所だより2月号をお送りします。

☆ お知らせ (2024年2月の税務)

期限	項目
2月13日	1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
2月29日	12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき団体等の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	6月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	前年分贈与税の申告(申告期間:2月1日から3月15日まで)
	前年分所得税の確定申告(申告期間:2月16日から3月15日まで)
	固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

☆ 引き続き 確定申告の準備のお願い

売上・仕入・必要経費等まとめてください。副業、不動産の譲渡、保険の満期なども確定申告が必要です。それぞれ書類をご準備下さい。

- ・10月以降既に届いている「保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」「小規模企業共済掛金控除証明書」
- ・年末や1月終わりに届く「給与所得の源泉徴収票」「年金の源泉徴収票」「特定口座年間取引報告書」「国民健康保険や介護保険の年間支払通知(市役所等から送付されます)」
- ・1月から12月末に支払った「医療費の領収書」など、ご準備ください(とにかく全部見せてください)。

☆ うるう年の税金への影響

2024年は、4年に1度の「うるう年」に当たります。うるう年が存在する理由は、太陽の周りを回る地球の公転周期が365.2242日だからです。つまり1年で約0.25日のズレが生じます。そのズレがどんどん大きくなると季節と日にちが狂ってしまいます。そうならないように調整を加えるのが4年ごとのうるう年ということになります。

うるう年でよく聞くジョークが、「2月29日生まれの人は4年に1度しか年を取らない」というものですが、もちろんそんなことはなく、2月29日が誕生日の人もちょうと毎年、年を取ります。それは法律でもきちんと定められていて、民法143条に年齢の計算に関する規定があり、「(年齢の計算は)起算日に相当する日の前日に満了する」と書いてあります。ということかということ、ある人が次の年齢に達するのは「誕生日の午前0時」ではなく「誕生日の前日の24時」ということ。このルールによって、2月29日が誕生日の人は毎年「2月28日の24時」に年をとっているということになります(1秒ない世界なのですが…)。小学校の学年分けなどが4月1日でなく4月2日から切り替わるというのも同じルールによるものです。4月1日生まれの子は、法律上は「3月31日の24時」が誕生日であるため、前の年度に含まれるというわけです。

うるう年は税金にも関係します。延滞税や還付加算金などの計算は日割りで行うため、例えば延滞税の計算式は「 $\text{税額} \times \text{延滞税率} \times \text{延滞日数} / 365$ 日」で行います。では、うるう年については分母が366日になるかと思いきや、他の年と同様に365日で計算することになっています。そのため、うるう年のときは分子が1日増えることがありますので、延滞税では損に、還付加算金では得になるかもしれません。

☆ インボイス 1人当たりの業務 12時間増

消費税のインボイス(適格請求書)制度によって、経理担当者1人につき業務時間が月12時間増えていることが分かりました。また経理に携わる人の7割が対応に課題を感じていることも判明しています。

クラウドシステムのSansanが、インボイス制度の開始から1ヶ月が経過したタイミングで、請求書関連業務に携わる担当者1千人(経理部門500人、非経理部門500人)にアンケート調査を行ったところ、制度開始に伴って経理担当者が月次業務にかかる時間は1人あたり平均11.9時間ほど増加していました。あくまでも1人あたりの増加時間のため、経理部門全体ではより多くの時間を要していることとなります。非経理部門でも同様に、インボイス制度開始後の業務について「増えた」と回答した人は69.8%に上りました。

取引先から受け取った請求書が適格請求書の要件を満たしているかについて、約7割は「経理担当者による目視確認」で行っていると回答しました。また、インボイスの有無により課税区分の処理や摘要の記載に特殊な事情が生じます。これらが業務量の増加に直結しているとみられます。非経理部門でも、インボイス制度開始後に増えた業務として最も多かったのは、「受け取った請求書が適格請求書かどうかの確認」、次いで「受け取った請求書に不備があった場合の修正対応」でした。請求書の内容確認や修正に関してのやりとりが負荷となっている現状が浮き彫りとなりました。

また経理担当者に対してインボイス制度への対応に何らかの業務課題を感じているか聞いた

ところ、「課題を感じた」と答えた人は70.2%に上り、具体的には「請求書業務の負荷が増えた」(39.2%)、「社内理解が不十分で混乱が生じた」(28.6%)が上位になりました。

税理士としての業務量も大きく増えています。これ以上の負担になる場合、お客様との処理の分担や書類の受領方法など考える必要があると思っています。これに加えて、今年1月1日から正式に適用されている電子帳簿保存法、これも地獄です。インボイス制度にプラスして、電子帳簿保存法への対応で作業時間がさらに増えています。インボイス制度、電子帳簿保存法、本当に最悪の法律です。

☆ 忘年会と新年会の領収書をお忘れなく

コロナ禍が落ち着いてきたと世間的にみられているなかで、忘年会を盛大に開催した企業もあるのではないのでしょうか。あるいは、これから新年会を予定しているかもしれません。そこで、久しぶりの忘新年会の費用を経費でしっかり落とすコツを改めて確認しておきたいところです。

社内の忘新年会であれば、よっぽど豪華な宴席でも催さないかぎり、社員を交えたレクリエーションの一環として「福利厚生費」で損金に算入できます。福利厚生費で落とすときのコツは、会社なり部署なりの全員を忘年会にきちんと呼ぶこと。仕事の都合で出席できないというケースはやむを得ませんが、最初から「お気に入りの社員だけ」「役員だけ」というような縛りを設けてしまうと、役員や従業員への給与とみなされてしまうので注意が必要です。

一方、取引先など外部の人間を招いて行う忘新年会は原則として損金に算入できない「交際費」とみなされてしまいます。たまたま取引先の人間が数名参加という程度であれば実務上は福利厚生費で落とせる可能性が高いのですが、それでも交際費と認定されるおそれはゼロではありません。

ただし交際費は一定額までは損金にできる特例があるうえ、取引先を招いて行う忘新年会の費用は「飲食費の5千円ルール」に該当すれば経費にできます。これは外部の人間を1人以上招いての飲食で、その代金が一人当たり5千円以下であれば全額を「交際費とならない飲食費」として損金にできるというもの。1次会と2次会の費用が、それぞれ一人当たり5千円以下であれば、両方とも損金に算入できます。こちらは福利厚生費とは逆に、外部の人間を招くこと、参加者の氏名、人数を記載した書類を保存しておくことが要件となっている点に注意しましょう。

※ 飲食費の一人当たり5千円ルールは、令和6年度の改正で一人当たり1万円に緩和される予定です。上手く使いたいところです。食べ過ぎ飲み過ぎは良くないですが(^_^;)。